#### 廃止の可否

#### 事業の廃止の可否

・沖縄公庫は、沖縄の本土復帰以来、沖縄の振興開発を金融面から支援するために、その時々の政策的・社会的要請に応じ、長期・低利・固定の資金供給を行ってきている。特に、沖縄の経済力が脆弱であり、民間金融機関の資金供給力が十全ではないという金融事情の中で、公庫は、長期の設備資金や小規模零細事業者向け資金、住宅資金などの供給を行い、地域特性に応じたきめ細かい業務の遂行を通じて、沖縄の円滑な経済活動の推進に重要な役割を果たしている。

所管省庁: 内閣府

・政府では、沖縄の厳しい経済状況を踏まえ、沖縄振興新法の制定を含めた振興方策を検討しているところであり、民間主導の自立的な経済発展の確保を図るとの観点から、沖縄公庫による資金供給は、極めて重要と考えている。このような状況において、沖縄公庫を廃止することは、円滑な資金供給に支障を生じ、政府の振興開発計画の効果的な遂行を困難ならしめることが懸念があり、適当ではないと考えるが、「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との原則に則り、更なる個別事業の見直しに取り組んでいく。

#### 他の運営主体への移管

- |・沖縄公庫の事業は、政府の行う沖縄振興計画を政策金融の立場から支援するために、民間金融機関では供給できない資金供給 |を行うものであることから、民間金融機関への移管にはなじまないと考えられる。
- ・また、公庫が行う金融業務は、貸付審査、債権管理、資金調達等専門的な知識と特別の経験を要するものであり、これを国や 地方公共団体の行政機関に行わせることは、金融ノウハウの蓄積、人材育成・確保の点に鑑み、合理的・効率的とは考えられな い。

# 民営化の可否

- ・沖縄の本土復帰以降、政府は3次にわたる振興開発を実施してきたが、いまだ自立的な経済発展を確保するには至っておらず、 県民所得は全国の7割、失業率も8%を超えるなど依然として厳しい経済環境にある。
- ・政府としては、沖縄振興新法の制定も含め、沖縄の振興開発に積極的に取り組んでいるところであり、沖縄公庫にはこれを政 策金融の立場から支援する役割が期待されている。
- ・組織のあり方を考える場合、政府が取り組む沖縄の振興開発に支障が生じないよう、 政府の沖縄振興策と一体となり、政策目的の遂行と整合性のある運営が可能か、 民間では供給できない資金を供給することを可能ならしめる財務面の仕組みがあるか、といった点が確保される必要がある。しかしながら、民営化された組織の基本的な行動原理は、利潤追求、株主利益の最大化であり、融資等の基本的な原資は自己の信用力に基づき、市場から調達する資金となることを勘案すれば、他の民間金融機関同様、リスクの高い融資等を手控え、より安全かつ利益の大きい融資を志向することとならざるを得ないと考えられる。
- ・このため、政府の沖縄振興策と一体となって、沖縄振興を支援するうえで、民営化はなじまないと考えるが、他方、沖縄公庫は沖縄において本土公庫等の行う業務を一元的に実施していることから、本土公庫等の業務の見直しの状況を踏まえ、それらと適合性を持ちつつ、より効率的で透明性の高い組織・事業運営を実現するための取組を行う必要があると考えている。

廃止の可否

# 廃止できない

# 北方領土問題対策協会の事業を廃止できない理由

・領土は、国家、国民にとって主権に関わる根本的な問題であり、北方領土問題は、我が国の戦後残された最大の国家的懸案 事項である。この問題を解決して日露平和条約を締結することにより、日露間に、真の相互理解に基づく安定的な関係を確立 することが我が国の一環した基本方針であり、現在も外交交渉が推し進められているところである。

所管省庁: 内閣府

・外交交渉を成功させるには、これを支える国民世論の結集が必要であり、国としては、北方領土問題について、国の取り組み姿勢を明らかにしつつも、国民の自発的なエネルギーを汲み上げた形の国民運動として、広く、国民の様々な階層を結集して推進することが必要である。

また、北方四島の元島民等が、北方領土問題が未解決のため様々な不利益を被っているとともに、返還要求運動の中で重要な役割を担っていることから、元島民等に対する援護が必要である。とりわけ、融資業務については、旧漁業権者をはじめとする元島民等への対策として、旧漁業権の消滅や、引き揚げに伴う生活基盤の喪失など、その置かれた特殊な地位にかんがみ、特に法律に基づき基金を形成して実施されてきたものであり、国の支援による安定的な資金の確保等を図る必要がある。

- ・北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的として、啓蒙宣伝事業や調査研究事業、元島民等への融資業務をはじめとする援護事業を一体的に実施しており、外交交渉を支える国民世論の結集や北方領土返還のための国民運動の推進に中心的な役割を担っている。
- ・協会については、平成7年2月24日の閣議決定(特殊法人の整理合理化について)により、「北方領土が返還された時点で廃止すること」とされているが、北方領土問題が解決されていない現在においては、北方領土返還のために、協会が一体的に実施している上記の事業を廃止することは適当ではない。

事業を他の運営主体に移管して北方領土問題対策協会を廃止できない理由

- ・国民運動の推進のための啓蒙宣伝事業や調査研究事業、融資業務等の援護事業は、返還要求運動の両輪として一体的に実施されているものであり、協会のほかに、このような役割を担っている団体は存在しない。
- ・国への移管

協会を廃止して、その事業を国へ移管することは、国が、直接、国民運動をリードすることになり、国民運動としての自主性を損ねるおそれがあり、かえって返還要求運動の展開が困難となるため、適当ではない。

・地方公共団体への移管

協会を廃止して、その事業を地方公共団体へ移管することは、領土問題の解決は国に最終責任があること、及び返還要求運動については、広く国民運動として展開されていることから、一地方公共団体の問題ではなく、また、融資業務等の援護事業についても、対象となる元島民等が、現在、全国に居住していることから、適当ではない。

## 民営化の可否

民営化できない

民営化できない理由

- ・協会を民営化して国の関与を減らすことは、北方領土問題に関する国の取り組み姿勢の後退と受け取られるおそれがあり、 各方面の返還要求運動に対する熱意を損なう結果につながり、国民運動の基盤を弱めることから、適当ではない。
- ・国民運動の推進のための啓蒙宣伝事業や調査研究事業、元島民等への融資業務をはじめとする援護事業などの協会の事業に は、営利性がなく、企業経営の成り立つ余地がないことから、株式会社化にはなじまない。

# 廃止の可否 廃止できない 国民生活センターの事業を廃止できない理由 近年多様な商品・サービスが登場する一方で消費生活に関するトラブルが大幅に増加している。このため、公的部門(国 及び地方公共団体)は、情報提供、商品テスト、苦情相談等を実施して消費者被害の未然防止・拡大防止・事後救済に努め ることとされている。 国民生活センターは、公的機関である各地の消費生活センターと連携をとり、その中核としてこれら業務を実施し、消費 者に対する公平で信頼性の高い情報提供等を行っている。こうしたネットワークは消費生活が円滑に営まれる上での国民の セイフティーネットを形成している。 これらの事業が廃止された場合、消費者トラブルの未然防止・拡大防止が的確にできなくなることで、消費者紛争が一層 深刻化するとともに消費者が安心して市場で商品・サービスを購入することができなくなる結果、消費者のみならず事業者 にとっても市場での経済活動に支障をきたすなどの弊害が生ずる。 規制緩和が進み消費者の自己責任が一層求められる中で豊かな社会を形成していくためには、その前提として公的部門が 消費者と事業者の情報力、交渉力の格差を是正することが必要不可欠であり、国民生活センターの事業の意義はますます高 まっている。例えば、近年では、チャイルドシート等の安全性に関する商品テスト、インターネット消費者トラブル、各種 の悪質商法等に対する苦情相談等を行い、こうした消費者と事業者間の情報力・交渉力の格差是正に貢献してきたところで ある。 また、国民生活センターは、国の消費者行政の企画・立案にあたっての情報収集機関としての機能も有しており、これを 維持することは、消費者行政の適切な運営に不可欠である。 事業を他の運営主体に移管した上で、国民生活センターを廃止できない理由 国の直轄化については、国民生活センターの事業は国の行う消費者行政の企画・立案と密接な関連の下に、消費生活 に関する膨大な個別情報の収集や専門的設備等を用いたテストを行い、これらの情報を分析した上で、各界各方面への 多面的な情報提供を行う実施事業であり、これに特化した独立の機関が行うことが効率的、効果的であり、また、こう した事業を国自らが行うことは行政改革の趣旨になじまない。よって、直轄化は適当でない。 ・ 地方公共団体への移管については、各地の消費生活センターの中核センターとして、全国レベルでの事業等を行うこ とが不可欠であり、地方移管は不可能である。 民間企業への移管については、事業が収益性になじまないこと、国の行う消費者行政の企画立案と密接に関係するな ど公的な性格を有することに加え、公的機関である各地の消費生活センターの秘匿性の必要な相談情報等を収集・分析 ・提供するため、民間企業への移管は困難である。 民営化の可否 民営化できない 民営化できない理由 国民生活センターの事業は、消費者支援のための情報収集、分析、提供等という事業の性格上収益性を考え料金を徴収す ることはなじまないこと、国の行う消費者行政の企画立案と密接に関係するなど公的な性格を有することに加え、公的機関 である各地の消費生活センターの秘匿性の必要な相談情報等を収集・分析・提供しているため、民営化は困難である。 また、こうした採算性になじまない事業に対して、民間から出資が集まるか疑問である。さらに、事業者からの出資の場 合は、消費者に対する公平で信頼性の高い情報提供が担保されない可能性がある。

<法人名:総合研究開発機構 > (1/1)

# 廃止の可否

廃止できない。

総合研究開発機構(NIRA)の事業を廃止できない理由

政策形成過程における多元的な政策研究・提言の必要性が長年提唱されているが、現状においては全国レベルで活動している シンクタンクにおいても政策研究・提言に関する活動は限られているうえ、「人、もの、金、情報」が脆弱な地方シンクタンク の活動は総じて低迷している。また、独立的・安定的な財政基盤を有する研究機関は、諸外国では多くみられるが我が国では極 めて少数である。

NIRA は、我が国が直面する広範な現代社会の諸問題について、民間研究機関の活用及び助成を図りつつ、総合的な研究開発を推進する機関として、特別法に基づき民間の発起により設立されたものである。

今後も総合的な研究開発を推進する唯一の機関である NIRA の存在は不可欠であり、廃止することはできない。

#### 事業を他の運営主体に移管して NIRA を廃止できない理由

NIRAが推進している総合的な研究開発は、公益性を有するものであり、また、収益性がない業務であることから、国、地方公共団体及び民間の出資並びに民間の寄付金を基金とし、これの収益によって運営されることにより可能となっている。かかるNIRAの事業を他の運営主体に移管することは適当ではない。

また、そもそも総合的な研究開発を推進している NIRA と同様の業務を実施している他の運営主体は見当たらない。

#### 民営化の可否

民営化できない。

### 民営化できない理由

NIRA が実施する研究開発活動(研究開発事業や研究助成事業等)は、特定の者のための利益となるものではなく、公益性を有するものであり、また、収益性がない業務であることから、国、地方公共団体及び民間の出資等に基づく安定した財政基盤が不可欠である。また、諸外国の有力研究機関には、政府からの関与がみられる NIRA と類似の機関も多く存在し、これらの機関との交流に際しては、NIRA を介した交流が有効である。したがって、民営化することは適当ではない。